令和元年 8 月 27 日

お客様各位

稚内市温水プール水夢館指定管理者
株式会社　北海道中央研究所

消費税率改定に伴う対応のご案内

日頃より水夢館をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
この 10 月に予定されております「消費税率改定」に伴う、弊館における消費税の取扱いは、下記のとおりとさせていただくこととなりました。
内容をご確認いただき、ご理解とご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げ
ます。
今後とも、お客様に喜んでいただける施設運営をスタッフ一同心掛けてまいりますので、引き続きご愛顧くださいますようお願い申し上げます

記

１．変更内容

現　行：税抜き価格+消費税 8%

改定後：税抜き価格+消費税 10%

２．適用開始日

令和元年 10 月度対象分より

３．お取引

⑴各種会費（マスター会員・ホリデー会員・成人スクール会員・子供スクール会員・10 月度以降入会のスチューデント会員年会費）

＊　令和元年 10 月度の会費を令和元年 9 月以前にお支払いする場合も同様に消費税 10%をお預かりいたします。

⑵その他サービス（マスター会員向けレッスン 1 回受講料・Inbody 体組成計測サービス・売店の菓子食品以外の商品・レンタルロッカー）

⑶価格据え置きのお取引
（利用料金・売店の取扱食品類・水着等のレンタルサービス）

詳細は館内設置の料金案内をご覧いただきますようお願いいたします。

以上